

吸収分割に係る事後開示書面  
(吸収分割に関する事後備置書面)

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号  
並びに会社法施行規則第189条に定める書面)

2026年4月1日

(吸収分割会社)  
キーウェアソリューションズ株式会社

(吸収分割承継会社)  
キーウェアメディカル株式会社

2026年4月1日

## 吸収分割に係る事後開示事項

東京都世田谷区上北沢五丁目37番18号  
キーウェアソリューションズ株式会社  
代表取締役社長 三田 昌弘

東京都世田谷区上北沢五丁目37番18号  
キーウェアメディカル株式会社  
代表取締役社長 山森 淳

キーウェアソリューションズ株式会社（以下「分割会社」といいます。）及びキーウェアメディカル株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2026年1月15日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、分割会社の医療ソリューション事業に関する権利義務を承継会社に承継させ、承継会社がこれを承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施しました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）  
2026年4月1日をもって効力を生じております。
  
2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
  - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過  
本吸収分割は、分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2ただし書の規定により、該当事項はありません。
  - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過  
本吸収分割は、分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第785条第1項第2号及び第3項ただし書の規定により、該当事項はありません。
  - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過  
分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
  - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過  
分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2026年2月9日付の官報

及び電子公告により債権者に対する公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

承継会社は分割会社の完全子会社であるため、会社法第796条の2の規定に基づき、本吸収分割をやめることを請求した株主はいませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

本吸収分割は、承継会社において会社法第796条第1項に規定する略式吸収分割に該当するため、会社法第797条第2項第2号の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第799条第2項の規定に基づき、2026年2月9日付の官報により債権者に対する公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社は、効力発生日である2026年4月1日をもって、本吸収分割契約に記載された医療ソリューション事業に関する資産、負債その他の権利義務を分割会社から承継いたしました。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記の申請は、いずれも2026年4月1日以降速やかに行う予定です。

6. その他吸収分割にかかる重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はありません。

以上